第四条の六第一項第一号ロ(2)の被保険者の数	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第四条の六第一項第一号ロ(2)の一般被保険者の数
第四条の六第一項第一号ロ(3)の被保険者の数	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第四条の六第一項第一号ロ(3)の一般被保険者の数
第四条の六第一項第三号ロ(1)の被保険者の数	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第四条の六第一項第三号ロ(1)の被保険者の数
第四条の六第一項第三号ロ(2)の被保険者の数	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第四条の六第一項第三号ロ(2)の被保険者の数
第四条の六第一項第三号ロ(3)の被保険者の数	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第四条の六第一項第三号ロ(3)の被保険者の数
第六条の六の表の下欄	
（略）	（略）

（令和五年度における算定政令第四条の五第一項各号に規定する額の算定方法の特例）

第八条　令和五年度における算定政令第四条の五第一項各号の規定により算定される額については、第六条の五の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を用いるものとする。

一　算定政令第四条の五第一項第一号に規定する額　令和五年度において被保険者が属する世帯（当該市町村の令和五年四月一日から同年十月三十一日までの間に令第二十九条の七第五項第八号及び第九号に定める基準に従い同条第二項から第四項までの規定に基づき算定される所得割額及び被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなるものに限る。）に係る令和五年度分の保険料について減額するものとした場合に減額することとなる額の総額に七分の三を乗じて得た額

二　算定政令第四条の五第一項第二号に規定する額　令和五年度において被保険者が属する世帯（当該市町村の令和五年度の国民健康保険税の賦課期日から令和五年十月三十一日までの間に地方税法第七百三条の五第三項に定める基準に従い同法第七百三条の四の規定により算定される所得割額及び被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなるものに限る。）に係る令和五年度分の国民健康保険税について減額するものとした場合に減額することとなる額の総額に七分の三を乗じて得た額

（新設）

第四条の五第一項第一号ロ(2)の被保険者の数	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第四条の五第一項第一号ロ(2)の一般被保険者の数
第四条の五第一項第一号ロ(3)の被保険者の数	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第四条の五第一項第一号ロ(3)の一般被保険者の数
第四条の五第一項第三号ロ(1)の被保険者の数	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第四条の五第一項第三号ロ(1)の被保険者の数
第四条の五第一項第三号ロ(2)の被保険者の数	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第四条の五第一項第三号ロ(2)の被保険者の数
第四条の五第一項第三号ロ(3)の被保険者の数	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第四条の五第一項第三号ロ(3)の被保険者の数
第六条の五の表の下欄	
（略）	（略）